

別表(第4条、第6条関係)

| 違反の内容 | 根拠条項 | 処分の内容 | 参考(司法処分) |
|--|---------------|---------------------------------------|---|
| 不正手段による登録 | 法第19条第1項第2号 | 登録の取消し | 法第28条第2号該当(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。) |
| 名義貸禁止違反 | 法第17条第1項 | 登録の取消し | 法第28条第3号該当(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。) |
| 事業貸渡等禁止違反 | 法第17条第2項 | 登録の取消し | 法第28条第4号該当(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。) |
| 事業停止命令違反 | 法第19条第1項第1号 | 登録の取消し | 法第29条該当(1年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。) |
| 変更の届出義務違反、虚偽の届出 | 法第7条第1項 | 30日間の事業の全部又は一部の停止 | 法第30条第1号該当(100万円以下の罰金に処する。) |
| 業務規程の届出違反、虚偽の届出 | 法第11条第1項 | 30日間の事業の全部又は一部の停止 | 法第30条第1号該当(100万円以下の罰金に処する。) |
| 遊漁船業務主任者の選任義務違反 | 法第12条 | 60日間の事業の全部又は一部の停止 | 法第30条第2号該当(100万円以下の罰金に処する。) |
| 登録拒否要件に該当(法第6条第1項第8号) | 法第19条第1項第3号 | | |
| 業務改善命令違反 | 法第18条 | 60日間の事業の全部又は一部の停止 | 法第30条第3号該当(100万円以下の罰金に処する。) |
| 報告・立入検査忌避等 | 法第24条第1項 | 60日間の事業の全部又は一部の停止 | 法第30条第4号該当(100万円以下の罰金に処する。) |
| 利用者の名簿の備置・記載等義務違反 | 法第14条 | 15日間の事業の全部又は一部の停止 | 法第31条第1号該当(30万円以下の罰金に処する。) |
| 標識の掲示義務違反 | 法第16条第1項 | 15日間の事業の全部又は一部の停止 | 法第31条第2号該当(30万円以下の罰金に処する。) |
| 遊漁船業務主任者の乗船義務違反 | 法第12条 | 60日間の事業の全部又は一部の停止 | |
| 遊漁船業務主任者の業務遂行義務違反 | 法第12条 | 業務改善命令 | |
| 気象情報の収集等義務違反 | 法第13条第1項及び第2項 | 30日間の事業の全部又は一部の停止 | |
| 採捕ルール周知義務違反 | 法第15条 | 15日間の事業の全部又は一部の停止 | |
| 登録拒否要件に該当(法第6条第1項第2号及び第4号から第7号まで) | 法第19条第1項第3号 | (1回目)60日間の事業の全部又は一部の停止 (2回目)登録の取消し | |
| 登録拒否要件に該当(法第6条第1項第9号) | 法第19条第1項第3号 | 60日間の事業の全部又は一部の停止 | |
| 遊漁船業団体の財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるとき。 | 法第22条 | 改善命令 | |
| 改善命令違反 | 法第23条 | 指定の取消し | |
| 上記以外の利用者の安全・利益又は漁場の安定的利用を害する事実があると認めるとき。 | 法第18条 | 業務改善命令 | |